事務事業マネジメントシート（21年度実績と22年度計画）

22年度予算確定後 平成 22 年 3 月 日 作成
21年度決算把握後 平成 22 年 5 月 20 日 作成

事務事業名	妊婦健診事業	☐ マニフェスト関連 ☑ 全庁横断課題関連 ☐ 集中改革プラン関連

総合計画体系					
政策	4	みんな元気で笑顔あふれるまちづくり	所属部	健康福祉部	課長名 中山 輝一郎
施策	15	健康づくりの推進	所属課	健康づくり推進課	担当者名 久保園郁子
基本事業	44	病気の早期発見	所属班	健康推進班	（内線） 2169

予算科目	会計	款	項	目	事業連番	法令根拠	成果優先度評価結果	コスト削減優先度評価結果
	1	4	1	6	10371	母子保健法	5	5

終了、開始年度	☐ 21年度で終了 ☐ 22年度から開始	事業期間	☐ 単年度のみ ☑ 単年度繰返（開始年度 40 年度） ☐ 期間限定複数年度 （ ～ 年度）

★事務事業の概要（具体的なやり方、手順、詳細。期間限定複数年度事業は全体像を記述）

【事業の内容】（開始した背景・きっかけ・今後の状況変化を含む）	・健やかな赤ちゃんを産み育てるため、また、妊婦の健康管理のため妊婦健診を、実施している。予定日までに行われる妊婦健診の最高14回分を助成する。 ・県の事業であったが、平成8年の地域保健法の改正により市町村での実施となった。また平成19年1月16日付雇児母発第116001号「妊婦健康診査の公費負担の望ましいあり方について」で高齢やストレス等をかかえる妊婦が増加傾向にあるとともに、就業等の理由により健康診査を受診しない妊婦も見られ、母体や胎児の健康確保を図るうえで、妊婦健康診査の重要性、必要性が一層高まっている。また、少子化対策の一環として、妊娠中の健診費用の負担軽減が求められており、自治体における公費負担の充実を図る必要性が指摘され、最低限必要な健康診査は5回と示されている。 ・平成19年1月16日付雇児母発第116001号「妊婦健康診査の公費負担の望ましいあり方について」で、最低限必要な健康診査は5回と示されていたが、平成21年2月27日付雇児母発第227001号「妊婦健康診査の実施について」において、公費負担回数は14回程度行われることが望ましいとある。また里帰り先等で妊婦健康診査を受診する妊婦の経済的負担の軽減を図る配慮をすることとされているため、平成21年度より公費負担を現行の5回から14回に拡充、里帰り等で委託医療機関外で妊婦健診を受診した際の、助成を行う。平成22年度まで現行5回を除く拡充9回分については、妊婦健康診査臨時特例交付金（妊婦健康診査支援基金）が交付される。なお、平成19年1 月16日付雇児母発第116001号「妊婦健康診査の公費負担の望ましいあり方について」は廃止された。
【業務の流れ】	県内受診分：①県医師会と委託契約。②母子健康手帳交付時、制度の説明をし受診券を交付する。転入者へは、転出先の受診券と引き換える。③毎月、医師会より、明細書及び請求書、受診票が送付される。④受診者のチェック（住民票が本市にあるかどうかの確認）を行う。⑤県医師会へ支払い事務、整理及び受診結果の入力を行う。 県外や助産所などでの受診分：本市妊婦健康診査助成事業実施要綱に基づき、①本人から助成申請、請求を受ける。②交付決定を行う。③本人への決定通知書送付する。④本人へ支払いを行う。
【主な予算費目】	歳入：県補助金 歳出：委託料、需用費（印刷製本費）、役務費、扶助費、償還金利子及び割引料
【意見や要望】関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者等）からどんな意見や要望が寄せられているか？	妊婦からは、毎回、助成を受けることが出来、とても助かるという声があり、経済的に負担の軽減につながっている。

1 現状把握の部（DO、PLAN）

(1) 事務事業の目的と指標

① 手段（主な活動） 21年度実績（21年度に行った主な活動）（DO）

助成を最大14回に拡大した。4月1日以降受診分の受診票は、追加交付を行った。今まで実施していた精密検査と超音波検診（35歳以上）の助成は廃止した。追加交付対象310人で、実績は279人に交付を行った。追加交付できなかった内訳は、転出、死産、出産などによるものであった。

22年度計画（次年度に計画している主な活動）（PLAN）

21年度同様に、母子健康手帳交付時、転入時に最大14回分の受診票を行う。県補助金は、21年度、本年度の交付の予定であるため、次年度の助成の継続について検討する必要がある。また、県医師会、県内市町村との連携を図り、事務手続きの検討を行う。

④活動指標（事務事業の活動量を表す指標）＝①の指標

		（単位）			（単位）
⇒	ア	受診者数	人	イ	人

② 対象（誰、何を対象にしているのか）＊人や自然資源等

合志市に住所を有する妊婦

⑤対象指標（対象の大きさを表す指標）＝②の指標

			（単位）
⇒	ア	合志市民 妊婦	人
	イ		

③ 意図（この事業によって、対象をどう変えるのか）

定期健診をうけ、妊婦が健康に妊娠生活を送ることができ、元気な赤ちゃんを産むことができる。また、妊婦の経済的負担の軽減となる。

⑥成果指標（意図の達成度を表す指標）＝③の指標

			（単位）
⇒	ア	受診者数	人
	イ	出生数	人

＊⑥成果指標設定の理由と平成22年度目標値設定の根拠

妊婦にとって、経済的負担の軽減となっている。

(2) 各指標・総事業費の推移

		単位	19年度 実績(決算)	20年度 実績(決算)	21年度 目標(当初予算)	21年度 実績(決算)	22年度 目標(当初予算)	23年度 予定	24年度 見込	総トータルコスト 全体計画 ～ 年度（期間限定複数年度のみ記載）
④ 活動指標	ア	人	978	2,318	9,800	6,634	6,600	6,700		
	イ	人								
⑤ 対象指標	ア	人	641	685	700	737	730	740		
	イ									
⑥ 成果指標	ア	人	978	2,318	9,800	6,634	6,600	6,700		
	イ	人	587	599	600	590	600	600		
投入量 事業費 財源内訳	国庫支出金	千円			22,050					
	都道府県支出金	千円				16,374	13,423			
	地方債	千円								
	その他	千円								
	繰入金	千円								
	一般財源	千円	7,403	16,576	43,341	52,867	58,202	67,458		
	（A）事業費計	千円	7,403	16,576	65,391	69,241	71,625	67,458	0	0
	(A)のうち指定経費	千円								
	(A)のうち時間外、特勤	千円								
人件費	正規職員従事人数	人	1	7	7	10	9	9		
	延べ業務時間	時間		560	560	562	560	560		
	(B)人件費計	千円	0	2,240	2,229	2,237	2,229	2,229	0	0
トータルコスト(A)＋(B)		千円	7,403	18,816	67,620	71,478	73,854	69,687	0	0

合志市

事務事業名	妊婦健診事業	所属部	健康福祉部	所属課	健康づくり推進課

2 評価の部(SEE)

＊原則は21年度の事後評価、ただし複数年度事業は21年度実績を踏まえての途中評価

目標達成度評価	①21年度目標達成度評価 事務事業の前年度実績は前年度目標値を達成したか、未達成の場合その原因は？	□達成した　☑達成しなかった　⇒【原因】 妊婦健診受診券を発行後に転出する場合や、最大14回を使用せずに出産する場合があった。
	②22年度目標達成見込み 事務事業の本年度目標値に対して本年度の見込みはついているか？	☑目標達成見込みあり ⇒【理由】　□目標達成は厳しい　⇒【理由と対策】 健診費用は妊婦の経済的負担となるため、経済的負担が軽減されると受診者も増加すると見込んでる。
有効性評価	③成果の向上余地 次年度以降にこの事務事業の成果を向上させる余地はあるか？成果が頭打ちになってないか	☑向上余地がある　⇒【理由】　□向上余地がない　⇒【理由】 健診は、妊婦自身の健康管理や胎児の成長具合を判断するためのものである。健診費用は妊婦の経済的負担となるため、経済的負担が軽減されると受診者も増加すると考えられる。
	④類似事業との統廃合・連携の可能性 目的を達成するには，この事務事業以外他に方法はないか？類似事業との統廃合ができるか？類似事業との連携を図ることにより、成果の向上が期待できるか？	□他に手段がある（具体的な手段，事務事業）　☑他に手段がない　⇒【理由】 □統廃合・連携ができる　⇒【理由】 □統廃合・連携ができない　⇒【理由】 他に類似した事業はない。
効率性評価	⑤事業費の削減余地 成果を下げずに事業費を削減できないか？（仕様や工法の適正化、住民の協力など）	□削減余地がある　⇒【理由】　☑削減余地がない　⇒【理由】 必要最低限の事業費で行っている。
	⑥人件費（延べ業務時間）の削減余地 やり方を工夫して延べ業務時間を削減できないか？成果を下げずにより正職員以外の職員や委託でできないか？（アウトソーシングなど）	□削減余地がある　⇒【理由】　☑削減余地がない　⇒【理由】 妊婦健診は県医師会に委託。必要最低限の職員で実施している。
公平性評価	⑦受益機会・費用負担の適正化余地 事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？	□見直し余地がある　⇒【理由】　☑公平・公正である　⇒【理由】 妊婦が適切な健診を受診し安心して出産できるようにするためには必要である。
役割分担評価	⑧行政の役割分担の適正化 事務事業のやり方や手段においてこれまでの行政、市が行ってきた範囲を住民や地域・団体に移行出来ないか？	☑見直し余地がある　⇒【理由】　□役割分担は適正である　⇒【理由】 受診票作成や健診結果入力など、県医師会、県内市町村と検討していく必要がある。

3 評価結果の総括(SEE) ※事務事業全体の振り返り、成果及び反省点等を記入

21年度当初、助成回数拡大に伴い、追加交付の手続きに混乱を生じた。また、受診回数が増加によって、住基の確認や結果入力に時間を要した。
21・22年度と、本市が菊池圏域の代表として、熊本県医師会で実施される代表者会議に出席し、菊池圏域の市町と連絡を取った。妊婦受診券作成についても県医師会を連絡を取った。

4 今後の方向性(事務事業担当課案)(PLAN)

(1) 今後の事業の方向性(改革改善案)・・・複数選択可

□廃止　□休止　□目的再設定　□事業統廃合・連携　□事業のやり方改善(有効性改善)
☑事業のやり方改善(効率性改善)　□事業のやり方改善(公平性改善)
☑現状維持(従来通りで特に改革改善をしない)

(2) 改革・改善による期待成果
(廃止・休止の場合は記入不要)

		コスト		
		削減	維持	増加
成果	向上		○	
	維持			
	低下			

(3) 改革，改善を実現する上で解決すべき課題(壁)とその解決策

受診結果の入力の短縮化
次年度も継続

合志市